

仕 様 書

1. 件 名 スカイランドHARADA駐車場自動料金システム機器賃借その2
2. 履 行 場 所 原田処理場スカイランドHARADA（豊中市原田西町1－1）
3. 賃貸借期間 令和 8年（2026年）10月 1日から
令和14年（2032年） 9月30日まで（6年間・72か月）
4. 業 務 内 容 スカイランドHARADA駐車場自動料金システムの更新に係る工事費、
契約終了後の撤去処分費、及び稼働中の保守点検を含む機器のリース契
約

5. 賃 借 内 容

（1）賃借機器

名称	数量	備考
駐車券発行機	1 台	GT－2800L
全自動料金精算機	1 台	GT－4700L GP
カーゲート	2 台	NT－1500
バス感知器	1 式	
入口表示灯	1 台	
監視盤	1 台	管理棟に設置 TF－9220
保護フード	2 基	（入口／出口用） AGL－1400I

※アマノ(株)製機器を採用するものとする。

機器の詳細仕様は別紙明細書のとおりとする。

ループコイル、インターホン親機は既設流用とする。

（2）保守点検

ア 保守点検は、6ヶ月に1回以上行うものとし、点検毎に報告書を提出すること。

イ 点検は、機器製造元が認めたものを行うこと。

ウ 点検時に発生する軽微な交換部品（1万円以下のもの）は、無償で行うこと。また、
1万円以上を超える部品交換の必要が生じる場合は、発注者に報告し、指示を得ること。

（3）故障時の対応

故障の連絡を受けた場合には、直ちに現場に急行し、一時対応を行うこと。一時対

応で解決しない場合は、発注者の指示を得ること。

(4) 機器の設置

設置日 令和8年 9月30日(水) 午前7:00から

令和8年10月 1日(木) 午前7:00まで

新設装置の設置及びこれに伴う各機器との結線等は的確に行い、機器の試運転調整等を十分に行うこと。

既存基礎の上に新設する機器を配置すること。

施工にあたって、利用者の通行等の支障にならないように配慮し、支障をきたす恐れのある場合には、同時施工を行わないなど十分な配慮をすること。また、工事の日程等については事前に協議すること。

(5) 機器の撤去

賃貸借期間満了後は、直ちに受注者の責において機器の撤去を行うこと。

6. その他

(1) 機器に要する動産保険に加入すること。

(2) 公租公課を支払うこと。

(3) 消耗品(駐車券、ロール紙)、電気代は、発注者の負担とする。

(4) 各機器の鍵は、3本用意すること

(5) 予備のゲートバーを1本用意すること。

(6) 機器の保証期間は、機器設置後1年間とする。

(7) 機器の使用方法を発注者およびスカイランドHARADA管理委託受託者に説明をすること。

(8) キャッシュレス決済(クレジット、コード決済)などに対応できること。